

公立大学法人神戸市看護大学職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程をここに公
布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第55号

公立大学法人神戸市看護大学職員安全衛生委員会規程（2025年4月1日規程第10号）の
一部改正

(改正前)	(改正後)
<p>(設置)</p> <p>第1条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条第1項<u>及び</u>公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程（2019年4月規程第1号）第6条第1項_____</p> <p>_____の規定に基づき、職員の安全及び衛生に関する重要事項について調査審議し、安全衛生管理の円滑な推進を図るため、理事長の下に公立大学法人神戸市看護大学職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>_____</p> <p><u>及び公立大学</u> <u>法人神戸市看護大学職員安全衛生管理規</u> <u>程（2025年4月規程第 号）</u></p>

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。